議題８

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教
□ 社会環境
■ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">農林水産省</td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">農政部　農業技術課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>**件名**</td><td colspan="4">**水田活用の直接支払交付金の５年水張りに係るそばの湛水等について**</td></tr>
<tr><td>**提案市**</td><td colspan="4">伊那市</td></tr>
<tr><td>**提案要旨**</td><td colspan="4">水田転作助成の柱である「水田活用の直接支払交付金」（以下「交付金」という。）について、令和４年度から８年度の間の５年間に一度も水張りを行わない水田は令和９年度から交付金の対象としない旨が国から示されている。水張りについては、水稲の作付けの他、例外として一か月以上湛水管理を行い、かつ、連作障害の発生していない水田については認めるものとし、効果が期待できる作物は麦、大豆と国は例示しているが、長野県で多く作付けされている、「そば」についても対象作物として認めるよう要望する。
また、県として「長野県産そば」のブランド化に更に取り組んでいただけるよう要望する。</td></tr>
<tr><td>**提案理由**</td><td colspan="4">長野県では、土地利用型作物として「そば」が農地の遊休荒廃化を防ぐため大変重要であるが、交付金が交付されないと収支が赤字となり、農地の荒廃化に拍車をかけることが予想される。長野県として実証を行い、「そば」についても播種前の一か月以上湛水による収量低下が発生していないことを示すことはできないか。
長野県のそばは「信州そば」として、知られるブランドであるが、品質が良くても価格差がつかない傾向にある。ブランド化、差別化に成功している県等もあるので、特に高品質なそばは高価格で販売できるよう県としても取り組んでもらいたい。</td></tr>
<tr><td>**現況及び課題等**</td><td colspan="4">伊那市を例にした令和４年産での試算では、そばの交付金は、20,000円/10a、反収を69㎏/10aとした場合、畑作物の直接支払交付金21,160円、販売収入11,730円/10aとあわせて約53,0000円である。一方、そばの生産費は10a当り約50,000円であり、交付金が交付されない場合赤字となる。特に、そばの作付け圃場は中山間地域が多く、湛水のための水路管理や圃場管理に労力がかかり、仮に交付金対象外となると荒廃農地が進むとともに、地域のすばらしい里山の景観も損ね、更なる獣害も容易に予想される。</td></tr>
<tr><td>**関係法令**</td><td colspan="4">農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律
（平成18年6月21日法律第88号）</td></tr>
</table>